

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程（昭和32年新潟県病院局管理規程第37号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
施設	職員	調整数	施設	職員	調整数
(略)			(略)		
上記以外の新潟県立病院、診療所及び看護専門学校	3～7 (略)	2	上記以外の新潟県立病院及び看護専門学校	3～7 (略)	2
	8 理学療法士、作業療法士（調整数3の者を除く。）及び言語聴覚士			8 理学療法士、作業療法士（調整数3の者を除く。）、 <u>言語聴覚士及びマッサージ師</u>	
	9 (略)			9 (略)	
(略)			(略)		

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。